

○須賀川市子ども医療費の助成に関する条例

平成元年 3 月 23 日 条例第 8 号

改正

平成 3 年 3 月 15 日 条例第 11 号

平成 6 年 12 月 22 日 条例第 23 号

平成 9 年 9 月 22 日 条例第 17 号

平成 13 年 3 月 30 日 条例第 20 号

平成 13 年 6 月 28 日 条例第 27 号

平成 16 年 9 月 29 日 条例第 23 号

平成 20 年 6 月 25 日 条例第 30 号

平成 21 年 3 月 23 日 条例第 5 号

平成 24 年 6 月 26 日 条例第 25 号

平成 27 年 3 月 20 日 条例第 16 号

須賀川市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者等に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、もってこどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、出生の日から年齢が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者等」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するもの又は当該こどもが自立して生計を営んでいると認められる場合は、そのこども自身をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

- 4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費及び家族療養費をいう。
- 5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受けるこどもの保護者等が負担すべき額をいう。
- 6 この条例において「費用徴収金」とは、公費負担医療の給付がされた場合に、こどもの保護者等が徴収される費用の額をいう。

(対象者)

第3条 この条例において医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有するこどもの保護者等とする。ただし、当該こどもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合は、この限りでない。

(助成額)

第4条 市長は、対象者がこどもの疾病又は負傷について、支払うべき一部負担金又は費用徴収金相当額を限度とする医療費を助成する。ただし、他の法令等による医療費の公費負担又は付加給付がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する一部負担金又は費用徴収金の額に高額療養費又は月額費用負担限度額を超える額（以下「高額療養費等」という。）が含まれる場合は、高額療養費等として給付を受けた額を控除した額をもって一部負担金又は費用徴収金の額とするものとする。

3 須賀川市国民健康保険条例（昭和34年須賀川市条例第6号）第5条の規定の適用があった者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 前条の規定により助成する医療費（以下「こども医療費」という。）の助成を受けようとする対象者は、市長に、こども医療費受給資格の登録の申請をしなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は登録し、対象者にこども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の申請により医療費の助成を行うことができる。

(助成の決定及び交付)

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、助成費を申請者に交付するものとする。

(届出等)

第9条 対象者は、第5条に係る申請内容について変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、第6条の規定による受給資格証をき損又は亡失したときは、市長に再交付の申請をしなければならない。

3 対象者は、こども医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、須賀川市国民健康保険条例第5条の規定の適用があった者について、同一の事由により対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条の2 対象者は、こども医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該助成の事由に係るこども医療費の助成を受けているときは、その助成の額の限度において、対象者が当該助成の事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、当該第三者にその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、第4条に定めるこども医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、そのものから当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により医療費の助成を受けたとき。

(2) 第9条第3項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定による市への譲渡を行わなかったとき。

(4) 前条第2項の規定による第三者への通知を行わなかったとき。

2 こどもが第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、対象者が当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、市長は当該損害賠償の額を限度としてこども医療費の助成を行わず、又は助成金の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた乳児に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月15日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則 (平成9年9月22日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月28日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の須賀川市乳児及び幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年9月29日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の須賀川市乳児及び幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の

診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のこども医療費の助成については、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月26日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のこども医療費の助成については、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月20日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の須賀川市こども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。